



地権第 470 号

平成20年3月31日

内閣総理大臣 福田 康夫 様

北海道知事 高橋 はるみ



道州制特別区域基本方針の変更についての提案について

このことについて、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、道州制特別区域基本方針の変更について、別添のとおり提案します。

(企画振興部地域主権局参事)

道州制特別区域基本方針の変更についての提案

平成20年3月
北海道

北海道は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、道州制特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）の変更について、基本方針の変更の素案を添えて、次のとおり提案をする。

1 法令の特例措置等の追加について

基本方針の別表1及び別表2を変更し、次に掲げる法令の特例措置等を追加すること。

(1) 土地の利用及び保全に関して、広域的・総合的な行政主体である道が一括して調整することができるよう、農林水産大臣が行っている次に掲げる事務について北海道知事が行うことができるようにするなど、適切な措置を講ずること。

ア 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の制限に関する事務

イ 農地法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限に関する事務

ウ 森林法第25条第1項の規定による保安林（国有林を除く。）の指定に関する事務

エ 森林法第41条第1項の規定による保安施設地区の指定に関する事務

(2) 森林資源の保全及び持続的な利用を図ることができるよう、次に掲げる措置ができるようにするなど、適切な措置を講ずること。

ア 森林法第5条第1項の規定による道がたてる地域森林計画と同法第10条の5第1項の規定による市町村がたてる市町村森林整備計画とを統合し、道と市町村とが共同して新たな地域森林計画をたてることができるようにするとともに、市町村への地方交付税の算定に当たり不利益とならないようにすること。

- イ 森林法第10条の8第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書に記載する事項及び同法第11条第4項第2号に規定する森林施業計画の認定の基準について、道が条例により定めることができるようにすること。
- (3) 北海道の林務施策全般を一体的かつ弾力的に議論することができるよう、森林法第5章の規定に基づく北海道森林審議会と道条例に基づく北海道森林づくり審議会の統合ができるよう適切な措置を講ずること。
- (4) 北海道らしい循環型社会が形成できるよう、次に掲げる措置ができるようにするなど、適切な措置を講ずること。
- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8第1項及び第15条の4の2第1項の規定による再生利用の認定等に関する事務について、環境大臣ではなく北海道知事が行うことができるようにすること。
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第1項各号、第8条の3、第9条第5項（第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。）、第15条の2第1項各号及び第15条の2の2の規定による廃棄物処理施設に関する技術上の基準等を定めることについて、道条例により行うことができるようにすること。
- (5) 観光地としての魅力を高めるため、道内の空港内ターミナル施設等において、旅客が携帯して道外に持ち出すために購入する輸入品について、関税を免除できるよう新たな立法措置を行うなど、適切な措置を講ずること。
- (6) 国際的に通用する質の高い観光地づくりを進めるため、宿泊施設をはじめとする観光関連の施設設備の整備に対して投資減税を行うことができるよう新たな立法措置を行うなど、適切な措置を講ずること。
- (7) 北海道の地域の強みや特性を生かした産業の集積を通じて本道の経済全体の底上げが図られるよう、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の作成等における主務大臣との協議や同意など国の関与を廃止するとともに、同法第19条の規定による課税の特例の対象となる指定集積業種を道が定めること及び道が定めた指定集積業種に属する事業を行う者に地方税の課税免除又は不均一課税をした場合に減収補填の対象とすることができるようにするなど、適切な措置を講ずること。
- (8) 観光関連業務に従事する高度なサービスを提供できる外国人人材を確保す

ることにより、外国人観光客へのホスピタリティを向上させることができるよう、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準の変更について、北海道知事が意見を申し出ることができる旨の規定を同法に追加するなど、適切な措置を講ずること。

(9) 地域の事情に精通した通訳ガイドを養成できるよう、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第26条第2項の規定による地域限定通訳案内士試験の基準について道の定めるところにより地域限定通訳案内士試験を実施することができるようにするなど、適切な措置を講ずること。

(10) 住民が相互に扶助し、又は地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む事業を行うことができるよう、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が法人格を取得できる旨の規定を地方自治法に追加するなど、適切な措置を講ずること。

2 交付金の交付に関する措置の追加について

上記1の(1)及び(4)の特例措置による国から道への事務の移譲に伴い、当該事務の実施に道が要する経費について、基本方針の「2. 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」の「(3) 交付金について」及び「3. 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間」の「(1) 政府が講ずべき措置について」の「②交付金の交付に関する措置等」を変更し、当該事務に係る交付金の交付に関する措置を追加すること。

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	14
事務・事業の名称	農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の規定による農地の転用の制限に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、1及び2の事務については農林水産大臣ではなく特定広域団体の知事が行うこととし、3の事務については廃止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第4条第1項の規定による同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合の農地の転用の許可 2 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の7第1項ただし書の規定による農地の転用に係る申請書の受理 3 農地法附則第2項第1号の規定による同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係る第4条第1項の許可をしようとする場合の農林水産大臣に対する協議
関係省庁	農林水産省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	15
事務・事業の名称	農地法第 5 条第 1 項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、1 及び 2 の事務については農林水産大臣ではなく特定広域団体の知事が行うこととし、3 の事務については廃止する。</p> <p>1 農地法第 5 条第 1 項の規定による同一の事業の目的に供するため 4 ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地の転用のための権利移動の許可</p> <p>2 農地法施行令第 1 条の 15 第 1 項ただし書の規定による農地又はその農地と併せて採草放牧地の転用のための権利移動に係る申請書の受理</p> <p>3 農地法附則第 2 項第 2 号の規定による同一の事業の目的に供するため 2 ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得する行為に係る第 5 条第 1 項の許可をしようとする場合の農林水産大臣に対する協議</p>
関係省庁	農林水産省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	16
事務・事業の名称	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定による保安林の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、1から5までの事務については農林水産大臣ではなく特定広域団体の知事が行うこととし、6の事務については特定広域団体の知事が都道府県森林審議会に諮問できることとし、7の事務については廃止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林法第25条第1項及び第2項の規定による保安林の指定（国有林に関するものを除く。以下同じ。） 2 森林法第26条第1項及び第2項の規定による保安林の指定の解除 3 森林法第39条の3第1項の規定による特定保安林の指定（国有林に関するものを除く。以下同じ。） 4 森林法第39条の3第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定保安林の指定及び指定の解除の公表 5 森林法第39条の3第5項の規定による特定保安林の指定の解除 6 森林法第25条第4項（同法第26条第3項において準用する場合を含む。）の規定による林政審議会への諮問 7 森林法第26条の2第4項の規定による保安林の指定を解除しようとする場合の農林水産大臣に対する協議
関係省庁	農林水産省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	17
事務・事業の名称	森林法第41条第1項の規定による保安施設地区の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、農林水産大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林法第41条第1項の規定による保安施設地区の指定（国有林に関するものを除く。以下同じ。） 2 森林法第41条第4項において準用する同法第25条第2項の規定による保安施設地区の指定 3 森林法第42条の規定による指定の有効期間の決定及び延長 4 森林法第43条第1項の規定による保安施設地区の指定の解除
関係省庁	農林水産省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	18
事務・事業の名称	森林法第10条の8第1項の規定による森林所有者等が市町村の長に行う届出に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が森林法第10条の8第1項の規定による森林所有者等が市町村の長に行う届出に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同項の規定にかかわらず、特定広域団体の条例により、当該届出の手續に関する事項を定めることができることとする。
関係省庁	農林水産省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	19
事務・事業の名称	森林法第11条第4項第2号の規定による森林施業計画の認定の基準を定めることに関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が森林法第11条第4項第2号の規定による森林施業計画の認定の基準を定めることに関する道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同号イ及びロのほか、特定広域団体が定める条例により、当該認定の基準を定めることができることとする。
関係省庁	農林水産省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	20
事務・事業の名称	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 第9条の8第1項及び第15条の4の2第1項の規定による再生利用の認定等に関する事務</p>
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、環境大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8第1項及び第2項の規定による一般廃棄物の再生利用の認定 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8第1項第1号の規定による再生利用の内容の基準の設定 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8第1項第2号の規定による再生利用を行い、又は行おうとする者の基準の設定 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8第1項第3号の規定による再生利用の用に供する施設の基準の設定 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8第5項（同法第15条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による再生利用の認定の取消し 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項及び同条第2項において準用する同法第9条の8第2項の規定による産業廃棄物の再生利用の認定 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項第1号の規定による再生利用の内容の基準の設定 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項第2号の規定による再生利用を行い、又は行おうとする者の基準の設定

- 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項第3号の規定による再生利用の用に供する施設の基準の設定
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の5（同令第7条の3において準用する場合を含む。）の規定による再生利用に係る変更の認定
- 11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の6（同令第7条の3において準用する場合を含む。）の規定による再生利用に係る認定証の交付
- 12 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の7（同令第7条の3において準用する場合を含む。）の規定による再生利用に係る休廃止等の届出の受理
- 13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第6条の2の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物の設定
- 14 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の3（同令第12条の12の3において準用する場合を含む。）の規定による再生利用の認定の申請書の受理
- 15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の3第2項第21号（同令第12条の12の3において準用する場合を含む。）の規定による書類及び図面の設定
- 16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の4第10号の規定による基準の設定
- 17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の5第11号の規定による基準の設定
- 18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の6第5号の規定による基準の設定
- 19 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の6の2各号（同令第12条の12の7において準用する場合を含む。）の規定による再生利用の認定の特例に係る基準の設定

	<p>20 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の7（同令第12条の12の7において準用する場合を含む。）の規定による再生利用の変更の認定の申請書の受理</p> <p>21 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の8（同令第12条の12の7において準用する場合を含む。）の規定による再生利用に係る認定証の交付</p> <p>22 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の9（同令第12条の12の7において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出書の受理</p> <p>23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の10（同令第12条の12の7において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出書の受理</p> <p>24 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の11（同令第12条の12の7において準用する場合を含む。）の規定による施設の廃止等の届出書の受理</p> <p>25 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の12（同令第12条の12の7において準用する場合を含む。）の規定による報告書の受理</p> <p>26 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の2の規定による再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物の設定</p> <p>27 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の4第10号の規定による基準の設定</p> <p>28 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の5第11号の規定による基準の設定</p> <p>29 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の6第5号の規定による基準の設定</p>
関係省庁	環境省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	21
事務・事業の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 1 項各号、第 8 条の 3 及び第 9 条第 5 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置等に関する技術上の基準等を定めることに関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、次の事務に係る法令の規定にかかわらず、環境省令ではなく特定広域団体が定める条例により、一般廃棄物処理施設の設置等に関する技術上の基準等を定めることができることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 1 項第 1 号（同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の技術上の基準を定めること。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 1 項第 2 号（同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による適正な配慮がなされるべき周辺の施設を定めること（し尿処理施設に係るものを除く。）。 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 1 項第 3 号（同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）を設置しようとする者の能力の基準を定めること。 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 3 の規定による一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の維持管理に関する技術上の基準を定めること。 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 5 項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止に関する技術上の基準を定めること。
関係省庁	環境省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	22
事務・事業の名称	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第1項各号及び第15条の2の2の規定並びに同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第5項の規定による産業廃棄物処理施設の設置等に関する技術上の基準等を定めることに関する事務</p>
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、次の事務に係る法令の規定にかかわらず、環境省令ではなく特定広域団体が定める条例により、産業廃棄物処理施設の設置等に関する技術上の基準等を定めることができることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第1項第1号（同法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準を定めること。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第1項第2号（同法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による適正な配慮がなされるべき周辺の施設を定めること。 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第1項第3号（同法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準を定めること。 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の基準を定めること。 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第5項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止に関する技術上の基準を定めること。
関係省庁	環境省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	23
事務・事業の名称	<p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第1項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の作成等に関する事務</p>
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成等の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、特定広域団体及び特定広域団体と共同して基本計画を作成する市町村が、主務大臣への協議及びその同意なく基本計画の作成等を行うことができることとし、次の事務については廃止する。</p> <p>また、この場合において、特定広域団体及び市町村が作成した基本計画は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第5項（同法第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定による主務大臣の同意を得たものとみなすことができることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項の規定による基本計画の作成に関する主務大臣への協議及び同意の要求 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第5項（同法第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定による主務大臣の同意 3 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第6項（同法第6条第3項において準

	<p>用する場合を含む。)の規定による主務大臣の関係行政機関の長への協議</p> <p>4 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第6条第1項の規定による基本計画の変更に関する主務大臣への協議及び同意の取得</p> <p>5 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第6条第2項の規定による基本計画の軽微な変更をしたときの主務大臣への届出</p>
関係省庁	経済産業省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表1に追加するもの）

番号	24
事務・事業の名称	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第19条の規定による課税の特例の対象となる指定集積業種を定めることに関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第19条の規定による課税の特例の対象となる指定集積業種を定める事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、政令で定める業種のほか、特定広域団体が定める条例により、課税の特例の対象となる指定集積業種を定めることができることとし、かつ、当該特定広域団体が定める指定集積業種に属する事業については、同法第20条の規定による措置の対象とするものとする。
関係省庁	経済産業省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表1に追加するもの）

番号	25
事務・事業の名称	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第26条第2項の地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第26条第2項の地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同項の規定に基づく平成18年7月5日付け国土交通省告示第737号で定める基準について特定広域団体が定めるところにより、地域限定通訳案内士試験を実施することができることとする。
関係省庁	国土交通省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 2 に追加するもの）

番号	2
措置の名称	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）の規定により読み替えて適用する農地法の規定により特定広域団体が処理することとされる特定事務等及び関連する事務の自治事務化
措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、次の事務を自治事務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の制限に関する事務（変更の素案（別表1に追加するもの）の番号14の法令の特例措置の内容に掲げるもの） 2 農地法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限に関する事務（変更の素案（別表1に追加するもの）の番号15の法令の特例措置の内容に掲げるもの） 3 農地法第82条第1項、第3項及び第5項の規定による立入調査等（1及び2に掲げる事務に係るものに限る。） 4 農地法第83条の規定による報告の徴取（1及び2に掲げる事務に係るものに限る。） 5 農地法第83条の2の規定による違反転用に対する処分（1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）
関係省庁	農林水産省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 2 に追加するもの）

番号	3
措置の名称	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定により読み替えて適用する森林法の規定により特定広域団体が処理することとされる特定事務等及び関連する事務の自治事務化
措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、次の事務を自治事務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林法第25条第1項の規定による保安林の指定に関する事務（変更の素案（別表1に追加するもの）の番号16の法令の特例措置の内容に掲げるもの） 2 森林法第41条第1項の規定による保安施設地区の指定に関する事務（変更の素案（別表1に追加するもの）の番号17の法令の特例措置の内容に掲げるもの） 3 森林法第196条の2第1号に掲げる事務（国有林に関するものを除く。） 4 森林法第196条の2第3号に掲げる事務 5 森林法第196条の2第4号に掲げる事務（国有林に関するものを除く。） 6 森林法第196条の2第5号に掲げる事務のうち、同法第44条において準用する同法第31条、第32条第1項、第34条から第34条の3まで及び第39条第1項の規定並びに同法第46条の2第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務（国有林に関するものを除く。）
関係省庁	農林水産省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	4
措置の名称	森林法第5条第1項の規定による地域森林計画に関する事務
措置の内容	<p>特定広域団体が森林法第5条第1項の規定による都道府県知事が地域森林計画をたてることに関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、特定広域団体の知事は、特定広域団体に属する市町村長と共同で従来の市町村森林整備計画の内容を包含した新たな地域森林計画をたてることができることとする（森林法第5条第4項の規定により地域森林計画を変更する場合も同様とする。）。</p> <p>これに伴い、1及び2の事務については廃止し、3から12までの事務及び各法令において市町村森林整備計画とあるのは地域森林計画とみなして適用することができることとし、13の事務については都道府県及び市町村の負担とすることとし、これらに伴う市町村への地方交付税の交付について適切な財政措置を講ずることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林法第10条の5各項の規定による市町村森林整備計画に関する事務 2 森林法第10条の6各項の規定による市町村森林整備計画の変更に関する事務 3 森林法第10条の7の規定による森林所有者等の遵守義務 4 森林法第10条の9第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令 5 森林法第10条の10第1項及び第2項の規定による森林所有者等に対する施業の勧告等 6 森林法第10条の11の11第1項の規定による施業実施協定の認可

	<p>7 森林法第10条の12の規定による市町村の関係森林管理局長に対する技術的援助その他の協力の要請</p> <p>8 森林法第11条第4項の規定による森林施業計画の認定</p> <p>9 森林法第12条第3項において準用する同法第11条第4項の規定による森林施業計画の変更の認定</p> <p>10 森林法第19条第2項の規定による農林水産大臣に対する市町村森林整備計画書の写しの送付</p> <p>11 森林法第191条第1項の規定による助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助</p> <p>12 森林法第191条第2項の規定による助言、指導その他の援助</p> <p>13 森林法第192条第1号の規定による地域森林計画の作成に要する費用の負担</p>
関係省庁	農林水産省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	5
措置の名称	森林法第5章の規定による都道府県森林審議会の設置に関する事務
措置の内容	特定広域団体が森林法第5章の規定による都道府県森林審議会の設置に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同章の規定にかかわらず、特定広域団体の条例により、名称、組織及び運営に関する事項を定めるとともに、森林法第68条第2項及び第3項の規定による所掌事務と併せ、これ以外の事務も所掌させることができることとする。
関係省庁	農林水産省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 2 に追加するもの）

番号	6
措置の名称	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定により読み替えて適用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により特定広域団体が処理することとされる特定事務等及び関連する事務の自治事務化
措置の内容	特定広域団体が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第1項各号及び第15条の2の2の規定並びに同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第5項の規定による産業廃棄物処理施設の設置等に関する技術上の基準等を定める事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同法第24条の4において法定受託事務と規定されている事務のうち産業廃棄物処理施設に関するものについては自治事務とする。
関係省庁	環境省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	7
措置の名称	北海道国際観光特別措置法（仮称）の制定
措置の内容	<p>次の措置を内容とする北海道国際観光特別措置法（仮称）を制定する。</p> <p>1 北海道から出域する旅客が個人的用途に供するため空港内の旅客ターミナル施設において購入する物品又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設に限る。）において購入し旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であって、当該旅客により携帯して北海道以外の本邦の地域へ移出されるものについては、当該物品の購入額にかかわらず、その関税を免除する措置</p> <p>2 北海道全域を対象地域とする次の措置を内容とする国際観光振興業務特別地区（仮称）を設定する。</p> <p>(1) 国際観光振興業務特別地区の区域内において観光関連施設（宿泊施設、スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設に限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。以下同じ。）を新設し、又は増設し、若しくは改修した法人が、当該新設又は増設若しくは改修に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下これらを「観光用施設等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該法人の当該観光関連施設に係る事業の用に供したとき（観光用施設等の取得価額（法人税法施行</p>

令（昭和40年政令第97号）第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下同じ。）の合計額が5,000万円を超える場合に限る。）は、その事業の用に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」という。）の所得に対する法人税の額からその事業の用に供した当該観光用施設等の取得価額（一の施設を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合には、20億円に当該観光用施設等の取得価額が当該一の施設を構成する観光用施設等の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額）に100分の15（建物及びその附属設備並びに構築物については、100分の8）を乗じて計算した金額の合計額（以下「税額控除限度額」という。）を控除（当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の供用年度の所得に対する法人税の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該100分の20に相当する金額を限度とし、控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を翌事業年度以降（翌事業年度から起算して4事業年度に限る。）に控除することができるものとする。）する措置

(2) 国際観光振興業務特別地区の区域内において観光関連施設を新設し、又は増設した法人に対し、平成20年度に導入が予定されている地方法人特別税を5箇年間課さない措置

(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により、地方公共団体が、国際観光振興業務特別地区の区域内において観光関連施設を新設し、又は増設し、若しくは改修した者について、当該観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税、当該観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷

	<p>地である土地に対する固定資産税（改修の場合は、当該改修による固定資産評価額の増加分に限る。）又は当該観光関連施設に対する事業所税を課さなかった場合は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税、固定資産税又は事業所税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降5箇年度におけるものに限る。）を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする措置</p> <p>(4) 国際観光振興業務特別地区の区域内において観光関連設備（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により北海道知事の許可を受けた者の事業の用に供する施設に備え付けられる国際放送の受信及びインターネットの高速通信のための機械及び装置並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の規定により国土交通大臣の許可を受けた者の事業の用に供する自家用自動車において備え付けられるカーナビゲーションをいう。以下同じ。）を取得し、又は製作した法人が、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したとき（観光関連設備の取得価額の合計額が120万円を超える場合に限る。）は、その事業の用に供した日を含む事業年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供した当該観光関連設備の取得価額に100分の15を乗じて計算した金額の合計額を控除する措置</p>
関係省庁	国土交通省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	8
措置の名称	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第7条第1項第2号の基準の変更に係る特定広域団体の知事の申出に関する規定の創設
措置の内容	<p>特定広域団体が外国人人材の確保又は活用に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、出入国管理及び難民認定法に次の規定を追加する。</p> <p>道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第2条第1項に規定する特定広域団体の知事は、当該特定広域団体の区域内において広域に分散して存在する産業及び資源を有効かつ適切に組み合わせて一体的に活用するために必要があるときは、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の法務省令で定める基準の変更について、法務大臣に対し、その旨の申出をすることができる。この場合において、法務大臣は、その申出を尊重しなければならない。</p>
関係省庁	法務省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	9
措置の名称	地方自治法（昭和22年法律第67号）による町内会事業法人制度（仮称）の創設
措置の内容	<p>特定広域団体が次の措置に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、地方自治法に次の措置を内容とする規定を追加する。</p> <p>1 目的</p> <p>町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）に法人格を付与することにより、地域住民が相互に扶助し、又は地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む事業を促進し、もって住民自治の振興に寄与する。</p> <p>2 名称</p> <p>町内会事業法人（仮称）</p> <p>3 法人化の手続</p> <p>既存の地縁団体が市町村長の認可を受けることにより法人格を取得する。</p> <p>4 認可の要件及び手続の細目</p> <p>特定広域団体の条例で定める。</p> <p>5 法人の活動</p> <p>目的に掲げる事業を自ら企画し、住民間の役割分担により自ら実施する。</p> <p>6 収益事業</p> <p>目的に適合した事業を行うための法人格であるため、事業収入は事業の実施に必要な範囲内とする。</p> <p>7 その他</p> <p>認可を受けた地縁団体の税法上の取扱い、代表者、総会、解</p>

	散等については、地方自治法第260条の2第15項から第18項まで（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日以後においては、地方自治法第260条の2第15項から第17項まで及び第260条の3から第260条の39まで）の規定を準用する。
関係省庁	総務省